

平成28年1月15日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
財務大臣 麻生 太郎 様
厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

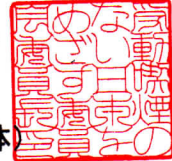
受動喫煙のない日本をめざす委員会

委員長 下光 輝 一

(賛同団体、別表の110健康関係団体

事務局 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201

一般社団法人 日本禁煙学会 理事長 作田 学



タバコパッケージの健康警告表示についての要望書

喫煙者の大多数は、タバコは政府が販売を許可している物のため、それほど健康に悪いはずはないと信じて、喫煙を続けています。

政府はタバコ販売を許可するにあたり、それがいかに依存性が強く生命に危険な物質であるかを正確に国民に知らしめる義務があります。

日本国も加盟しているタバコの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）の第11条には、健康警告はタバコの主たる表示面の50%を占めるべきであり、30%を下回ってはならないとしています。しかも30%とは健康警告の占める面積であって、その外枠ではないとはっきり述べています。しかるに、わが国の健康警告は、外枠を入れれば30%になっていますが、文字だけの面積を調べると20~25%となり、条約の縛りを満たしていません。

さらに画像による健康警告は、その効果に持続性があり、小児・若年者に対して特に有効（ガイドライン）とされており、現在80か国以上が実行しています。また、パッケージからタバコ会社の宣伝を除去するプレーンパッケージもオーストラリアをはじめとして、世界の潮流となっています。

以上から、

- 一. 表示面積を条約で定められている面積(50%以上)に合わせること
- 二. 世界標準にあわせ、画像による健康警告とすること
- 三. プレーンパッケージとすること

の3点を要望いたします。

タバコパッケージの健康警告表示は、タバコ規制枠組条約に適合するべきです。また、併せて、現在、タバコパッケージの警告文に記載されている「肺気腫」を、「COPD(慢性閉塞性肺疾患)」に改めることも加えて要望致します。